

宿泊約款

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. NennNASUKOUGEN（以下、当施設）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者の氏名、住所、電話番号、年齢及び職業
 - (2) 宿泊日及び出発日、到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) 予約者の氏名及び電話番号
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
 - (6) 宿泊者が、宿泊中に前項第2項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではございません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を超えない範囲で当ホテルが定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金を充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約成立後の同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、あるいは当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室あるいは満員により客室（テント）の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、暴力団関係者、反社会的団体員等であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が泥酔者、心神耗弱等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、法令伝染病であると明らかに認められるとき。

*＜法令伝染病＞

I類、II類、III類、IV類は宿泊拒否。

V類は保健所の指導のもと、宿泊可能。

宿泊はV類も含め、不特定多数の付帯設備への立ち入りは禁止とする。

(レストラン、カフェ、バー、大浴場、会議室等)

- (7) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます（第3条第2項の規定により、当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合は、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
4. 宿泊客が当施設と締結しているオンライン・トラベル・エージェント会社（以下、OTA）もしくは旅行代理店を介して予約をした場合は、各OTAもしくは旅行代理店に明示している違約金が適用となります。

(当施設の契約解除権)

第7条

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が法令伝染病であると明らかに認められたとき。
 - (3) 宿泊客が暴力団関係者、反社会的団体員等であると明らかに認められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) ベッドの中での寝たばこ等、火災を起こすおそれのある危険な行為、又は消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
 - (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔、心神耗弱等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 第2条第1項の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (9) 第3条第2項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
 - (10) 当施設での販売価格に万が一、人為的なミス等による販売価格の表記上の錯誤が発生した場合、民法95条「錯誤に基づく契約無効」に基づき、ご予約を取り消させていただくとき。
 - (11) 日本国政府、各市町村自治体より発出された行政指示があったとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、朝食・夕食等の食材・飲料等を発注した際は、その限りではございません。

（宿泊の登録）

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日のチェックインの際に当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所、電話番号、年齢、性別及び職業
 - (2) 出発日、出発時刻、及び前日・後日の宿泊地
 - (3) 日本国以外の国籍を有する方にあつては、国籍、旅券番号、入国地、入国年月日、前日の宿泊地
 - (4) その他施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード、電子決済等、通貨に代わる方法により行おうとするときは、前項の登録時にあらかじめそれらを呈示していただきます。
3. 宿泊客が日本国以外の国籍を有する方にあつては、厚生労働省からの指示により、国籍及び旅券番号を写し、保管するものとします。

（客室の使用時間）

第9条

1. 宿泊客が当施設の客室（テント）を使用できる時間は午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 客室（テント）の清掃時間は午前 10 時から午後 3 時までとします。
3. 最終の客室（テント）清掃受付時間は午後 0 時（午前 12 時）まで、客室（テント）の清掃開始時間は午後 1 時までとします。
4. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間を超えた客室（テント）の使用に応じることができます。その場合には、1 時間につき 5,500 円(税込)の追加料金を申し受けます。なお、最大客室（テント）利用時間は、午後 0 時（午前 12 時）までとし、2 時間を経過した利用であれば、1 泊分の追加料金を申し受けます。
5. 宿泊客が、当施設へホームページや各 OTA を介して予約した際、そのプラン内容に特約が記載されている場合は、その特約を優先した客室（テント）の利用時間となります。

（利用規約の遵守）

第 10 条

宿泊客は当施設内においては、施設内に掲示してある当施設の定めた利用規約に従っていただきます。

（営業時間）

第 11 条

当施設の主な施設の営業時間は次の通りとし、その他の施設の営業時間は備え付けのパンフレット、施設内の各所の掲示、客室（テント）内のインフォメーションブック内のサービスご案内等でご確認ください。

- (1) 予約・電話受付・お問い合わせ時間：午前 10 時～午後 6 時
- (2) フロントサービス時間：午後 3 時～午後 11 時 30 分・午前 7 時～午前 10 時
- (3) バーの営業時間：客室（テント）内のインフォメーションブック内別途サービスご案内書参照
- (4) 男女別大浴場利用時間：客室（テント）内のインフォメーションブック内別途サービスご案内書参照
- (5) 売店の営業時間：客室（テント）内のインフォメーションブック内別途サービスご案内書参照
- (6) その他付帯サービス施設時間：客室（テント）内のインフォメーションブック内別途サービスご案内書参照

営業時間は、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもって通告します。

（料金の支払い）

第 12 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表 1 に掲げるところによります。
2. 第 4 条 1 項にて、当ホテルが特約に応じた宿泊客は、宿泊代（朝食代・夕食代込）、入湯税、その他利用料金をご到着時に支払いいただきます。追加料金は追加した際もしくはご出発時にご精算頂きます。
3. ホームページならびに各 OTA、旅行代理店等を介して予約金を納めた宿泊客は、追加料金のみご精算頂きます。なお、追加料金の支払いは上記 2 項と同様とします。
4. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨（日本円）又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード、電子決済等これに代わる方法により、宿泊客の到着の際、又は当施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
5. 当施設が宿泊客に客室（テント）を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった

場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に際して、又はそれらの不履行により、宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設の宿泊に関する責任は宿泊者が当施設のフロントにおいて宿泊の登録を行ったときに始まり、宿泊者が出発するために客室（テント）を空け、フロントへ客室（テント）の鍵を返却したときに終わります。

(契約した客室（テント）の提供ができないときの取扱い)

第14条

1. 当施設で、契約した客室（テント）を宿泊客に提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当するものとします。ただし、客室（テント）が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物の取扱い)

第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品、現金又は貴重品について、消失・毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当施設にお持ち込みになった物品、現金又は貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについても、当施設の故意又は過失により消失・毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。
3. 美術品、骨董品等の品物はお預かりできません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合、その到着前に当施設が了解したときに限り責任を持って保管し、宿泊客がフロントでチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックインしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、貴重品は出発日の7日間、飲食物は出発日の翌日、それ以外の物品は出発日から3ヶ月間保管します。その所有者が判明しているとき、当施設は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め上記の期間保管したあと、貴重品は最寄りの警察署へ届け出し、それ以外は遺失物法に則り処分させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、第2項にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第17条

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、フロントへの車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、駐車場内での事故、盗難、破損等に関する車輛の管理責任を負いません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

(宿泊客責任)

第18条

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

■別表第1(A) 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊客が 支払うべき 総額	内訳
	① 宿泊料金：宿泊料(室料)、朝食代、夕食代
	② 追加料金：飲食料及びその他の利用料、別表第1(B)のお子様追加料金
	③ 税金：消費税、入湯税

(注1) 税法が改正された場合は改正された規定によるものとします。

(注2) 入湯税は中学生以上が対象となります。

■別表第1(B) お子様料金(第2条第1項及び第12条第1項関係)

お子様追加料金(1名単位)	
① 食事有・ベッド有	大人1名料金の70%
② 食事有・ベッド無	大人1名料金の60%
③ 食事無・ベッド有	5,000円
④ 食事無・ベッド無	無料

(注) お子様は小学生までとなります。中学生以上は大人料金での案内となります。

■別表第2 違約金(第6条第2項関係)

ご予約のお取り消し日	一般(10名まで)	団体(11名以上)
不泊	100%	100%
当日	100%	100%
前日	50%	80%
2日前～3日前	30%	50%
4日前～7日前	20%	30%

(注1) %は基本宿泊料(予約成立時)に対する違約金の比率です。違約金には朝食代、夕食代も含まれます。

(注2) 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日分)の違約金を収受します。

(注3) 宿泊人数変更は、差額分をキャンセル料金として徴収させていただきます。

(注4) 宿泊契約や各OTAのプランにより違約金異なる場合がございます。